

## 3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明 君     |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 総 務 係 長         |             |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長         |             |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君     |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫 君   |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 橋 本 直 紀 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君   |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 災害時の対応についてほか

宮 入 健 誠 議員

(2) 子育て支援についてほか

大 森 茂 彦 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラなどの使用の届出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 質問者は、お手元に配付したとおり、6名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番により、最初に5番 宮入健誠議員の質問を許します。

**5番（宮入君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今年、最初の定例会の一般質問は、昨年最後の定例会一般質問に引き続き、トップバッターを担うという重責の下、緊張感を持って行いたいと思います。

さて、3月に入り、春めいた暖かさとなりましたが、今年1月、2月においては、例年にも増して厳しい気象条件となりました。

まず1月20日頃からの最強で最長の寒波が押し寄せ、5日間にわたり日本列島に停滞いたしました。その影響も相まってか、1月下旬から2月上旬にかけて、特に東北地方を中心とした日本海側で降り続きました大雪は、平年の倍以上の積雪となる地域が相次ぎ、災害救助法が4つの県、43の市町村で適用され、自衛隊による命を守る懸命な取組が各地で実施されました。今回の大雪では人的被害も大きく、総務省、消防庁の2月12日の発表によりますと、1月20日からの大雪により、除雪作業中の事故などを含めてお亡くなりになった方は11の道府県で49人、負傷者は21の道府県で630人に上るとのことです。

一方、太平洋側におきましては、長引く雨不足から、各地の貯水池において貯水率が著しく低

下したところが多く見られ、給水制限の実施に至る地域も多く見られました。また、地域によっては、渇水が見られる河川も出ている状況が報道されております。

さて、今回最初の一般質問は、災害時の対応について行いますが、その前に災害の歴史を少しひもといてみたいと思います。

これまでの主な大規模な災害といたしましては、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災から31年が経過し、2011年3月11日、明後日でございますけれども、発生しました東日本大震災からは15年、2016年4月14日に発生しました熊本地震からは10年の節目を迎えます。一昨年の大規模な災害といたしましては、1月1日に発生した能登半島地震とそれに伴う大規模な火災、あれから2年以上が経過するわけでございますが、今もなお仮設住宅には1万8千人の方が身を寄せていらっしゃいます。

5月には27日から29日にかけて、広い範囲で大雨や強風に見舞われ、気象庁は、線状降水帯による大雨の事前呼びかけ対象地域を地方単位から府県単位に絞り込む運用を開始いたしました。

8月8日には、日向灘でマグニチュード7.1、宮崎県日南市で最大震度6弱の地震が発生し、初めてとなります南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

そして、昨年の大規模な災害としましては、2月26日に発生しました岩手県大船渡市の山林火災で、4月7日に鎮火に至るまで1か月以上の期間を要し、3,370ヘクタールが延焼し、226棟の建物に被害が及び、平成以降、国内最大規模の山林火災となりました。国と県による補助金である森林災害復旧造林事業による被害木の伐採は始まったものの、補助金は2028年度で終了となり、現在のペースだと残りの焼損部分を復旧するのは、計算上困難との見方も出ております。

6月21日には、鹿児島県十島村にて、トカラ列島群発地震が発生、2週間が経過しても収束に至らず、震度1以上の有感地震は2千回を超え、発生回数、活動期間の長さにおいては近年、類を見ない規模の群発地震となりました。

そして、8月に入りますと、九州地方では線状降水帯が多く発生し、鹿児島県では、8月8日未明から24時間の降水量が500ミリを超え、熊本県では、9日の夜遅くから11日にかけて、多いところで400ミリを超える記録的な大雨となりました。さらに、11月18日の夜に発生いたしました大分県佐賀関の火災は、翌19日にかけて燃え広がり、焼損範囲は4万8,900平方メートル、170棟以上が焼損する大規模な火災となりました。この焼損棟数は、ここ10年間では、2016年12月の新潟県糸魚川市の火災を上回る大規模火災の市街地火災となりました。

そして最後、12月8日の深夜には、青森県の東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生しました。この地震では、地震があってもすぐに逃げられるよう、特別な備えを求める

ものとして、2022年12月の運用開始以来初めてとなります北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されました。

ここまで直近2年間の主な災害状況を述べてきましたが、その教訓から新たな注意報、警報等が運用を開始、または開始が予定されております。

まず、既に運用開始となっておりますが、令和8年1月1日からは林野火災注意報と林野火災警報です。坂城町においても、令和5年4月に、上平地区にて山林火災が発生いたしました。今回の運用開始の経緯としては、先ほども述べましたが、令和7年の岩手県大船渡市の大規模山林火災をはじめ、近年大規模な林野火災が多発し、甚大な被害が発生したことを教訓として、総務省、消防庁が林野火災予防の実効性を高めるために提唱し、林野火災への警戒をより強化することとしました。

次に、気象庁と国土交通省は、昨年12月16日に大雨などによる新たな防災気象情報の運用を、今年の5月下旬から開始すると、12月17日の信濃毎日新聞が報じました。内容といたしましては、4種類の災害（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）ごとに相当する警戒レベルと警報などの名称を併記、名称は、危険度が高いほうからレベル5の特別警報、4の危険警報、3の警報、2の注意報とされております。また、相当する市町村の対応といたしましては、防災気象情報を参考に、危険レベル5の緊急安全確保、4の避難指示、3の高齢者等避難、2の要員配置防災体制確保といった避難情報を発表いたしました。

以上、災害に関する情報、状況を考慮いたしまして、現在の坂城町における災害時での取組の一つとして、罹災証明と災害時の協定を中心とした一般質問を行います。

1、災害時の対応について。

イ、罹災証明の概要について。

1、公的支援が受けられる内容は。

2、認定される被害の区分は。

3、令和元年以降に発行された事例は。

4、被害認定の手續に要する時間は。

ロ、罹災証明書発行の体制について。

1、組織の体制はできているか（要員の確保を含め）。

2、発行における想定マニュアルはできているか。

3、職員の研修は実施されているか。

4、罹災証明コーディネーター登録制度の内容は。

ハ、災害に対する協定について。

1、現在締結されております協定の内容は。

2、協力体制のさらなる拡大のお考えは。

以上の質問について、答弁をお願いいたします。

**総務課長（竹内君）** 1、災害の対応についてのご質問のうち、私からはイ、罹災証明の概要についてと、ロ、罹災証明発行の体制について、お答えをいたします。

災害が発生し、建物等に被害を受けた場合に町が交付する証明書としては、災害対策基本法第90条の2に基づき、住家の被害、その他被害の状況を調査し、その程度を証明する罹災証明書と被災証明書の2種類がございます。いずれも地震や暴風雨などの自然災害によって建物等に被害を受けた際に交付されるものであります。罹災証明書は、現実に居住のために使用されている住家について受けた被害の程度を判定し、その程度等を証明するものであります。

一方、被災証明書は、住家以外の工場、店舗のほか家財や車両等の物件が被災した事実を証明するものであります。

これらの証明書は、幅広い公的支援の申請に際して添付書類として活用されるもので、主な公的支援といたしましては、災害発生時における災害救助法の適用状況に応じて災害義援金や自治体の災害見舞金、税や保険料の減免や猶予、被災者生活再建支援金などの給付、住宅金融支援機構融資、災害援護資金などの融資、公共料金等の減免や猶予、応急仮設住宅の供与、応急修理制度などがございます。

次に、認定される被害の区分についてであります。被害の認定は、内閣府が制定した全国統一の基準を用いて判定を行っております。

まず、外観目視による1次判定を実施し、1次判定では判断が困難な場合には、立入調査による2次判定を実施することとなります。

2次判定では、住家の床や外壁、内壁など、9区分の部位別の被害程度や被害面積などを算出し、住家全体に対する損害割合に応じて、損害割合10%未満の一部損壊から準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊までの6段階の区分に判定をいたします。なお、水害の場合は、床上浸水の高さも判定の要素となります。

続きまして、過去における罹災証明書、被災証明書の発行状況であります。自然災害に関連した発行事例といたしましては、令和元年10月12日から13日にかけて発生いたしました台風19号による被害において、罹災証明書が51件、被災証明書が21件の合計72件を発行いたしました。また、令和5年8月19日に発生いたしました集中豪雨による発行件数は、被災証明書1件であります。被害認定の手續に要する時間につきましては、令和元年及び令和5年の際はいずれも災害直後から現地調査を開始し、罹災証明書、被災証明書ともに1週間から10日程度で受付から発行までを行っております。

続きまして、ロの罹災証明発行の体制についてであります。組織体制につきましては、町地域防災計画において災害対策本部組織の調査班に位置づけを行っており、主に固定資産税担当者が中心となって実行する体制を整えております。

次に、想定マニュアルの整備についてであります。罹災証明書等の発行にあたりましては、内閣府が作成をした災害の被害認定基準について及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針を踏まえ、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きを参考に、認定作業のマニュアルを作成しております。また、職員の研修につきましては、固定資産税担当職員が、県が開催する研修会や実務研修会に参加するなど、知識の習得に努めております。

次に、罹災証明コーディネーター登録制度についてであります。本制度は、令和6年の能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年に内閣府において新設された制度であります。過去の災害において、罹災証明書の交付及びその前提となる被害認定調査を経験し、助言・調整等を行うためのマネジメント経験などを有する者を所属する地方自治体の長が推薦し、内閣府の登録簿にコーディネーターとして登録するものであります。災害が発生した際には、被災市町村の罹災証明事務や被害認定調査が円滑に進められるよう、内閣府及び都道府県が被災市町村の支援ニーズを把握した上で、登録されたコーディネーターを派遣する仕組みとなっております。罹災証明書及び被災証明書の発行は、被災された方々の生活再建に向けた重要な事務でありますので、災害が発生した際には、被災者の方が一日も早く支援を受けられるよう、円滑に手続が進められる体制づくりに引き続き努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ハ、災害に対する協定について、お答えいたします。

地震や風水害などの災害発生時に、その規模や被害の状況によっては、町単独では十分な応急活動が行われないことも考えられます。町では、食料や物資の供給、避難所の提供、復旧活動など迅速かつ的確な応急対応や、防災体制の強化を目的に、民間事業者、団体、他の自治体と災害時協定や災害時応援協定を締結しております。締結した協定については、町地域防災計画に掲載してございますが、現在24協定締結しており、協定の内容といたしまして、まず長野県全域における自治体との相互応援協定は、災害発生時に単独の自治体での対応が困難となる場合に、人的支援や物的支援などについて相互に応援を行うことで、被災地における支援体制を確保し、円滑な応急措置等を図るものであります。

次に、ライフライン及び生活関連物資の確保に関する協定として、町内外の民間事業者と食料や飲料水、生活必需品などの供給に関する協定を締結しており、災害時における安定的な物資供給体制を構築しております。また、燃料等供給事業者との協定により、避難所や緊急車両等への優先供給体制のほか、医療機関や福祉施設との連携により、医療救護活動や要配慮者の避難受入れに対する体制整備についても構築しております。

さらに、建設関係団体や民間事業者との協定により、道路啓開、倒木除去、土砂撤去などの応急的な復旧活動を迅速に行い、災害発生直後の交通網の確保や、1次、2次災害防止に向けた初動対応の迅速化も図っております。このほかにも、ユニットハウスなどの供給や臨時災害放送局の設置など、多様な事業主体との協定締結を通じて、災害時の支援体制の充実に努めているとこ

ろであります。

次に、協力体制の拡大の考えについてであります。災害対応においては行政のみならず、民間事業者や地域団体など多様な主体との連携が不可欠であります。特に、近年は技術革新の進展により、防災減災分野においても新たな技術やサービスが活用されており、また、災害が激甚化していることに伴い、専門的知見や技術を有する民間事業者との連携や協力体制の構築は大変重要であると考えております。町といたしましては、既存の協定に伴う連携強化を図るとともに、災害時に多種多様な支援を得られることは大変心強いことから、新たな分野における連携についても進めてまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目について担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

昨年10月15日の日本経済新聞には、被災家屋再建、助っ人派遣と題して、素早く被害認定し、罹災証明書を迅速化する取組が進み出したとの記事が掲載されました。内容といたしましては、鍵を握るのは罹災証明書の交付業務に精通した自治体職員で、昨年9月から被災地への派遣制度がスタートした。災害時には、行政は様々な対応に追われるため、支援が滞らないよう、平時の体制づくりが欠かせないと報じております。最近の災害は、1年を通しまして、地震、台風、大雨、火災、竜巻、大雪など、いつ、どこで、何が起こるか分からない状況であることから、町におきましても、防災訓練の場を活用いたしまして、罹災証明の発行手順等の訓練を定着化し、有事の際には町民への交付が迅速に対処できる体制の確立をお願いいたします。

また、災害時の備えに対する協定につきましては、行政間や民間との間で多く見られるようになり、大手のコンビニエンスストアにおいても、災害支援への取組を発表するなど、支援の輪の拡大に努めております。町におきましても、現状の協定にとどまらず、助け合いを迅速に行える環境の整備をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次の質問といたしまして、民生児童委員について取り上げます。

民生児童委員とは、民生委員法に基づく非常勤特別職の地方公務員、市町村ごとの推薦会を経て、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。児童福祉法に基づく児童委員を兼務し、介護や医療、子育てに関する住民の相談などに対応する。原則、無報酬で交通費などの交付金を県が支給する。中核市や人口10万人以上の市では、170から360世帯に1人、町村では70から200世帯に1人を配置。2022年12月の改選では、全国で25万5千人余りに委嘱されました。昨年10月1日付の信濃毎日新聞は、児童民生委員の担い手確保が課題となる中、県内の委員の新任率、委員に占める新任者の割合は、2022年時点で全国トップの58%に上り、全国平均の32%を大きく上回ったことが、9月30日の県民生児童委員協議会連合会への取材で分かった。自治体関係者には、地域の福祉に詳しくなる住民の裾野が広がると見る向きがある一方、孤立や生活困窮といった社会課題が複雑化する中、経験豊富な委員の減少は制度の根幹が揺らぐとする声もある。任期3年の民生児童委員は、12月が改選期。県内の自治体では公

募に踏み切る動きも出て、新任率はさらに高まる可能性があり、持続可能な制度の在り方が問われている。

また、県内の民生児童委員の新任率が全国平均を大きく上回っている背景には、委員自身の高齢化で職務を続けるのが難しく、活動への負担感が高まっている事情もある。福祉課題は、都市部と地方で異なり、地域の中でも違いが大きい。専門家は、全国一律の民生児童委員制度は限界を迎えていると警鐘を鳴らしていると報じました。

以上のことを踏まえまして、坂城町における状況についてお聞きします。

２、民生児童委員について。

イ、現状について。

１、組織の構成内容は（委員の人員数、平均年齢、男女の比率）。

２、高齢化社会に向けた現状の委員に対する見解は。

３、委員と包括支援センター並びに学校との連携は。

ロ、活動内容について。

１、委員の活動内容と仕事に対する負担感の認識は。

２、定例会における協議内容は。

３、研修制度の在り方は。

ハ、担い手不足について。

１、要因と今後の人員確保に対する施策は。

２、新任率が高い要因と対策は。

３、原則無報酬とされている中で、働き方を考慮した活動期補助の見直しのお考えは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま宮入議員さんから２つ目の質問としまして、民生児童委員についてのご質問をいただきました。私からは民生児童委員の現状と課題など全体的なことをお答え申し上げまして、詳細については担当課長から答弁いたします。

全国的な人口減少と少子高齢化の進行、経済、社会、そして地域環境の変化等により、生活上のリスクが複雑化、多様化する中、住民ニーズに対応できる支援体制づくりが求められております。民生児童委員は、地域住民の立場から生活上の困りごとに関する相談に応じ、必要な支援機関へつなぐなど、地域福祉の推進に大変重要な役割を担っていただいております。各委員に担当区域を定めるとともに、児童福祉分野を専門的に担う主任児童委員を含め、町民生児童委員協議会を中心に活動いただいております。

協議会の運営にあたりましては、高齢者や障がい、子ども、子育てなど、地域の課題が多岐にわたることから、協議会内に総務部会をはじめ青少年児童福祉、老人福祉、障がい者福祉などの専門部会を設置し、各委員がいずれかの部会に所属しながら、担当分野に関する事業企画、情

報共有や関係機関との連携など、中心的な役割を担いつつ活動していただいているところであります。

このような協議会活動と分野別の専門部会活動を組み合わせることで、委員活動の質の向上と委員同士の支え合いにもつながるものとなっております。

ご質問の高齢化社会に向けた現状の人員に対する見解であります。当町の民生委員児童委員の定数39人につきましては、県の民生委員の定数を定める条例において定められているもので、国の配置基準を参考に、地域の実情を踏まえながら、委員1人あたりが担当する世帯数や地域の割り振りをを行い、各地区において相談対応や見守り活動にご尽力いただいております。

当町の現状として、高齢化の進行により、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症や生活困窮による支援ニーズの高まりなど、見守りや相談対応の必要性が高まってきている状況であり、委員の皆様の負担も大きくなっているものと認識しております。

昨年12月に新たな民生児童委員協議会がスタートいたしました。委員の改選にあたりましては、各地域に人選及び推薦にご協力をお願いする中、新たな候補者が選出できない地域もあり、人員確保の難しさを感じているところであります。民生児童委員の担い手不足については、地域の身近な相談役として様々な相談を受ける、地域を見守るといった役割の大きさから、委員活動の負担が大きいものというイメージにつながっていることのほか、定年延長等の社会状況の変化により、地域活動を担いやすい年代の受け手が減少していることなども、大きな要因の一つであると考えております。

また、新任率が高い要因と対策についてのご質問ですが、近年は健康面や家庭の事情のほか、委員の高齢化なども要因として、1期3年で退任される委員が増加しており、新任率が高くなる背景の一つであると考えているところです。これらの人員確保や新任率への対策としては、定例会の委員活動に伴う負担の軽減や活動の意義、やりがいを感じられるような情報共有、支援を進め、2期、3期と継続していただけるような環境整備に努めていただくことが重要であると考えております。

町といたしましては、常に住民に寄り添い、人と人をつなぐ活動になっていただく民生委員、児童委員の皆さんが活動しやすい体制、環境づくりを推進し、研修や情報共有の充実、協議会運営の工夫、必要な支援の在り方の点検などを通じて、委員の負担軽減と活動の実効性の両立により、委員活動が継続可能なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2、民生児童委員についてのご質問に順次お答えいたします。

イ、現状についてのご質問のうち、組織の構成内容についてであります。委員数は現員が37人、平均年齢は68歳となっており、男女の比率は男性が54%、女性が46%となっております。

次に、委員と地域包括支援センター並びに学校との連携はのご質問であります。まず、地域

包括支援センターとの連携といたしましては、地域における支援ニーズが多様化する中、委員の皆さんには、地域の身近な立場から見守りや声かけ、相談対応を行っていただくとともに、高齢者に関して気になる状況を把握した際には、必要に応じて地域包括支援センターへ報告、情報共有を行っていただいております。支援が必要な方の早期発見と迅速な対応につなげております。

委員が、地域の身近な相談者、見守り役として日常的な気づきを得る一方、地域包括支援センターは、関係機関との連携や支援方針の検討などを担う専門的な支援調整機関として機能しており、委員の皆さんが地域での課題を抱え込まずに、適切な支援につなげられる体制が整えられております。

また、地域包括支援センター職員は、毎月開催する民生児童委員協議会定例会に出席し、地域の状況や支援制度の情報提供、相談対応上の留意点などについて共有を行い、委員の疑問に対しても即時に回答できることから、委員の皆さんにとっても高齢者の相談窓口であることの周知徹底がなされているところであります。

次に、学校との連携についてであります。子どもや家庭に関する心配ごとに早期に気づき、必要な支援につなげるためには、学校と地域が日頃から情報を共有し、顔の見える関係を築いていくことが重要であると認識しております。各小中学校においては、子どもに関する諸課題について、学校と家庭、地域の団体機関が連携、協働することを目的とした信州型コミュニティスクールを組織しており、委員も出席し、懇談会を実施しております。

また、委員が学校での子どもたちの様子を実際に見る機会を設けているほか、運動会や音楽会、入学式等の学校行事に参加することで、学校の取組を理解し、地域での見守りや相談対応に活かされたものとなっております。

続きまして、ロ、活動内容についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、委員の活動内容と仕事に対する負担感の認識についてであります。民生児童委員は、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡、協調を図る役割を担っており、担当地域における見守り活動や相談対応、必要に応じた関係機関へのつなぎ役といった日常活動を基本に多岐にわたる活動に取り組んでいただいております。

具体的な活動の一例としては、まず、毎月、民生児童委員協議会定例会を開催し、活動上の課題や地域の状況、制度や支援策の情報共有などを行っております。加えて、青少年児童福祉部会や障がい者福祉部会などの専門部会が中心となって、子ども食堂への参加・協力、障がい者スポーツ大会における引率支援などの活動を行っており、地域の支え合いを具体的な形にする役割を担っていただいております。

また、地域包括支援センターで作成する高齢者向けの情報紙、ゆうゆうだよりを一人暮らし高齢者等へ毎月配付しており、訪問をきっかけとした安否確認や見守りを兼ねた活動を実施しております。

このように、委員の活動は地域福祉のための幅広い実践に及び、地域課題の複合化や高齢者の増加等により見守りや相談対応の機会が増えており、さらに協議会活動や事業への参画など、地域福祉活動が広がるほど役割の重要性が高まっており、委員の負担が増していると捉えているところでもあります。

次に、定例会における協議内容についてであります。定例会では、町及び社会福祉協議会からの報告として、福祉施策や各種制度、地域の状況や関係機関の取組などについて情報提供を行い、委員活動に必要な情報共有を図るとともに、各専門部会からの報告では、分野別の活動状況や今後の事業予定等を共有し、協議会全体としての取組につなげております。

そして、委員同士が実務に即した意見交換を行えるよう、坂城、中之条、南条、村上の4地区に分かれ、地域における活動状況のほか、日頃の相談活動の中で感じている悩みや対応について協議する地区別会議を設けているところです。

定例会は、委員同士の経験や課題を共有し、支え合うことで委員活動を円滑に進め、委員が一人で問題を抱え込まない体制づくりにも資するものと考えております。

続いて、研修制度の在り方についてであります。委員一人一人が適切な相談対応と必要な福祉サービスにつなげるためには、制度理解に加え、認知症や生活困窮、障がい等の幅広い知識や関係機関の役割などを継続的に学ぶ機会が必要となるため、委員の改選時には活動における基本や留意点、まち福祉施策等に関する研修会を実施し、委員活動の土台となる共通理解の形成を図っているところでもあります。

さらに、現場での取組や実態、課題等を把握する機会として、町内外の福祉施設等の視察を行い、地域における支援資源を具体的に理解することのほか、県内で活動するほかの民生児童委員協議会と懇談することで、先進地の取組を学ぶ機会となり、今後の活動において、適切な支援と地域づくりの推進につながるものとなっております。

続いて、ハ、担い手不足についての働き方を考慮した活動費補助の見直しの考えへのご質問にお答えいたします。

民生児童委員は、法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員であり、制度上、報酬を受けないこととされております。一方で、活動に伴う交通費や通信費等の実費的な経費である活動費については、委員活動を下支えする上で重要であることから、活動の実態や物価上昇等を踏まえる中で、県を通じて活動費の充実を要望していく必要があるものと考えております。

また、民生児童委員は、地域の見守り役として、町から福祉委員を委嘱しており、その報酬を支給しておりますが、社会状況の変化に伴い、活動内容や負担が増えていることなどを踏まえ、今後、活動実態や財政面、公平性等も整理しながら検討していきたいと考えております。

民生児童委員は地域の困り事を委員一人で全て解決するものではなく、身近な相談者、見守り

役として必要な支援機関へ適切につなぐことが基本的な役割であることを、住民に広く分かりやすい周知に努めるとともに、相談先の明確化などにより、問題を抱え込まない環境を整えることで、就任への心理的ハードルを下げ、担い手確保につなげてまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目につきまして町長並びに担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

昨年11月29日付の信濃毎日新聞は「民生委員に協力員——活動補佐——担い手不足解消へ上田市」と題しまして、民生委員の担い手不足が続く中、「上田市は委員の活動を補佐する「民生委員協力員」の制度を12月から導入する。一部業務を分担して委員の負担を軽減し、担い手不足解消につなげることを目的とする。関係者は、地域で困っていらっしゃる方の情報をより細かく集められるといった効果にも期待する」とのこと。その一方で、「協力員がどこまで委員の業務を分担し、情報を伝えていかつかめないとする役割分担の不明確さも課題」と報じました。

今回の上田市の取組の財源といたしましては、厚生労働省が2024年度から拡充した、民生委員活動への参加や協力を促す地方自治体の取組に対して支援する補助事業を活用するとしていることとあります。

上田市の取組の一例を紹介しましたが、多くの各自治体は、それぞれ担い手不足の解消に知恵を出して取り組んでおられます。

なお、今回の民生児童委員についての一般質問を行うに際し、任期満了にて退任されました方々からお話をお聞きしました。その内容の一部ですが、一つ、3年間任期のうちの最初の1年目は引継ぎの不明確等もあり大変苦労した。一つ、民生児童委員としてどこまでやらなければいけないのか。一つ、災害時の職務が不安である。一つ、当事者との意思疎通の回り方が不安。一つ、役割分担が広いなど、多くのご意見お聞きすることができました。

町におきましては、こうした意見を参考にして、今後の改善の反映にしていいただければと思います。

また、今回面談の最後におきましては、任期を全うしたことに見られる満足感と安堵感を強く感じることができました。

結びといたしまして、民生児童委員は地域社会を支えている、なくてはならない組織であることを改めて認識をいたしました。退任されました方々には深く感謝を申し上げ、新しく着任された方々にはますますのご活躍を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

**13番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今議会の一般質問の内容は、一つは、子育て支援について、2つ目に、国民健康保険について、3番目に、町職員の働き方について、この3点について質問してまいります。

まず、1、子育て支援についてです。

日本における子どもの出生数は、ここ10年連続で過去最少を更新しており、減少のスピードが加速しております。1892年、統計を開始以来、2022年、初めて80万人を割り込みました。その後、僅か3年後の昨年2025年には、速報値で70万5,800人まで減少いたしました。これは、国が推計している17年も早いペースで進んでいることとなります。

速報値には日本在住の外国人や在外日本人の数が含まれております。しかし、6月に発表される確定値では、日本国内に住む日本人の数で集計するため、速報値よりも少なくなるのは確実とされておりしております。

岸田政権は、2023年4月、異次元の少子化対策を掲げて、こども政策を強化するための司令塔として、こども家庭庁を設置いたしました。そのこども家庭庁の目玉政策として、まず一つは児童手当の拡充、次に、誰でも通園制度の実施であります。この点について質問してまいります。

誰でも通園制度とは、保育所等に在籍していない未就学児3歳未満児が、保護者の就労要件にかかわらず一定時間利用できる仕組みとして、この4月から本格実施を行います。

子育て家庭の孤立防止や早期の発達支援につながる可能性がある一方で、子どもの発達への影響については、ゼロ歳から2歳児は、特定の養育者との安定した関係の中で愛着形成が進む重要な時期と言われております。短時間不定期利用が前提となるこの制度で、子どもの情緒的安定は確保できるのでしょうか。

また、町の保育園の現場では、3月に入っても保育士の募集を行っております。そのような中で、新たに未就学児を受け入れる体制は確保できるのかどうか心配するところでもあります。

まず、12月議会において、いわゆる誰でも通園制度を実施するために、乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。

条例制定の質疑で私が指摘した点、第5条の乳幼児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けるについて、定期的の期間はどのくらいの期間か。2つ目に、外部の者とは誰を指すのか、具体的な記述が必要だと思いますが、記述なしで運用するというのでしょうか。記述しない理由は何か答弁を求めます。

2つ目に、誰でも通園で受け入れる規模は何人を想定されているのか、これについてもお尋ねいたします。

3つ目に、3月に入っても保育士の募集を行っておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

以上、子育て支援の点について、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから子育て支援というテーマで、質問の中の1番目の質問ですね。その中で、誰でも通園制度についてのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

現在、保育園等に通っていないゼロから2歳児の子育て家庭には、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていらっしゃる保護者がいると言われ、そうした保護者への支援の強化が求められているところであります。

こうした中で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されることとなりました。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育を柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において乳児等通園支援事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、この4月から全国の全ての自治体において実施されることとなりました。

この、こども誰でも通園制度は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、市町村が定める認可基準を満たした保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所等の施設において実施が可能とされており、さきの12月議会において、その認可基準を定める坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議決いただいたところであります。

条例の制定後、事業の実施を希望する事業者がなく、町におきまして町立保育園を中心に実施施設を検討した結果、通常保育でこの制度と同様に6か月児からを受け入れること、類似事業である一時預かり事業の実績があること、また、受入れ可能な保育室などの状況を考慮する中で、南条保育園で実施することとし、ただいま実施に向け準備を進めているところであります。

さて、ご質問の認可基準条例の第5条にある外部の者による評価、いわゆる第三者評価は、事業者及び利用者以外で県から認証を得た公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価するもので、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものであります。

なお、この第三者評価は、現状の福祉サービスを事業者が自主的によりよいものへと誘導する福祉サービスの向上を意図しているものであり、認可基準を遵守しているかどうかを検査するために、市町村長等が原則として年度ごとに1回以上実施しなければならないとされている指導監査とは異なるものであります。

その受審については努力義務とされており、その期間についても国から示されていないという

ことから、町におきましては、現時点で特段の規定を設けることは考えていないところであります。

続きまして、受入人数についてであります。まず、4月1日時点のこの制度における町内の対象児童の状況といたしましては、保育園等に通っていないゼロ歳6か月から3歳未満の児童数は約60名となる見込みであります。

その対象児童数を基本に、第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画策定の際のニーズ調査における利用希望割合と、この制度の利用限度時間である対象児童1人につき一月あたり10時間ということなどを勘案し利用見込みを想定したところ、同時に受入れ可能な児童の定員数3名とすることで、その利用見込みに対し十分な受皿を提供できるものと考えているところであります。

続きまして、保育士募集の理由についてであります。現在、通常保育のクラス担任に産前産後休暇を取得する予定の保育士がいることから、その補充を目的として代替保育士を募集しているほか、長時間保育を担当する保育士に退職希望者がいることから、その補充を目的として募集を行っているところであります。

こども誰でも通園制度は、先行して実施している自治体を除き、当町を含め全国の多くの自治体では初めて実施する制度であります。町といたしましては、子どもの成長を応援する重要な支援策の一つとして、着実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**13番（大森君）** ただいま町長よりご答弁いただきました。定期的に外部の者と評価をとという点では、努力義務ということで、一つは認可基準を達している施設が運営するという点もあるということで、そこまで書く必要はないのかというご答弁でございました。

今、町単独で実施、町だけが実施するという点では、民間なり、ほかの施設が行うということはないということで、その点についてはいいと思うんですが、もし、民間で参入があるといった場合は、やはり、このことをもう少し明確にしていく必要があるというふうに思います。

次に、誰でも通園の規模と体制の状態なんですけども、これは60名が一応対象になって、定員を3名という予定にされているんですが、これは、例えば4人、5人というような要望があった場合はお断りするということなんですか。それとも、その方々の分も含めてお預かりするという、その対応はどういうふうになるのでしょうか。

**子ども支援室長（橋本君）** こども誰でも通園制度の再質問にお答えいたします。

同時に5人の希望があった場合の取扱いということでございますが、先ほど町長から答弁させていただいたとおり、こちらの定員、同時に受け入れる可能な児童数につきましては3名としていただいております。

こちら3名について最大で受け入れるということになってございまして、予約の可能枠ということで3名ということでお示しをするということになってございまして、3名を超える方につきましては、ほかの時間、ほかの曜日、ほかの日について予約を取っていただいで利用してい

ただくということになってございます。

**13番（大森君）** この3名というのは、保育士1人に対して乳幼児3人の関係かというふうに思うんですけども、子ども・子育て支援制度として、こども誰でも通園というこの趣旨からいけば、もっと大切なことになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、というのは、やはり子育て家庭の孤独の防止とか、早期の発見、発達支援だとか、こういうものをやっていくということがあります。

また、もう一つは、町外からの利用者もあるんですよね。そうすれば、これだけでは実際には間に合わないといいますかね、足りない。

子どもお一人1か月10時間という制限されている中ですけども、そのご家族、保護者の方が、今日どうしてもこの時間にあそこへ行かなきゃいけないというような状況の場合のときにはどうするのかというのはありますし、この3名の定員で5名の申請があったときに、その選定といたしますか、誰をお預かりするかという、そういうふうな基準までも設けてあるんですかね。その辺ちょっとお尋ねいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度を利用する場合の利用予約につきましては、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムというのを利用して予約を取っていただくことになります。

なお、予約につきましては先着順ということで、予約可能枠まで予約することが可能となっているところであります。

**町長（山村君）** 大森議員からいろいろご質問いただいてありがとうございます。

4月から始める初めての事業なので、いろいろ検討しながらやることになると思いますけど、とにかく該当者は60名いるだろうと、60名いるけど、60人同時に来るわけじゃないわけですから、その中で時間を予約して、1か月10時間ですから、多分、今日1時間、あるいは来週1時間、なると思いますので、それは事前にうまく予約の調整をして、せっかく始める施設、事業ですから、うまく運営したいと思っておりますので、やりながらいろいろ不具合あればまた検討したいと思っておりますけど、これでスタートしたいということであります。

**13番（大森君）** 町長の答弁で一応理解いたしました。そのようにぜひ今後検討を続けながら、見直しをしながらやっていっていただきたいと思えます。

あと、保育士さんの募集なんですけど、産休の、産前産後など、あと子育て期間というようなことで、お休みになられているということですので、そういう方々の代わりとしての募集なんですけど、現在足りているんでしょうか。これはクラス持ちの方も募集していると思うんですけど、これはスタートは大丈夫なんですか、4月からのスタートは。その辺ちょっと気になりますので、ご答弁願います。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

保育士の募集についてであります。ただいまクラス持ちの保育士を含め、必要な保育士については現時点で確保できることとなっております。

**13番（大森君）** 4月スタートから体制が取れるようによろしくお願いいたします。

次に、2番目に、国民健康保険の行方ということで質問いたします。

新年度の国保は、これまでの医療分・支援分・介護分の3つの分野の負担で国保税の額が決まっています。

新年度からは子ども分が追加され、国保加入世帯の負担が重くのしかかってきます。低所得者の皆さんにとっては、滞納しないよう、食事は1日2食に減らした、買物は割引になる閉店間際に行っている、お風呂の水は毎日変えていたけども二日に一度にした、電気代を抑えたり生活を切り詰めて、辛うじての、滞納している、こういう方の意見、言葉が聞かれます。

そこで、今度は子ども分が追加されます。そこで、以下質問してまいりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

イ、こども子育て事業と国保との関係は。

来年度、新年度の国保税の医療分・支援分・介護分が据え置きになりましたが、その理由は何をお尋ねいたします。

2つ目に、社会保険は医療・年金・雇用・労働・介護の5つの分野が社会保険と言われております。そこに社会福祉分野の子育てに係わる子ども分が加わるわけです。これが組み込まれますが、これとの関係は一体どんな関連があるのかをお尋ねいたします。

3つ目に、現在、未就学児の均等割が軽減されております。国は子ども分を国保に入れるために、18歳未満まで免除を予定しています。町では免除になる方は何人いらっしゃるのかをお尋ねいたします。

4つ目に、18歳まで免除になった場合、国保会計が収入減となります。その不足分は誰が負担するのかをお尋ねいたします。

ロといたしまして、県への一本化の工程は。

1、国保税の町の課税分の表を使って県の標準保険料率を計算すれば、それぞれの所得階層別の負担はどのように変わるのでしょうか。これについて質問いたします。

2、市町村の国保運営は、県への統合を準備しております。他県では既の実施済みのところがありますが、実施したところでは税負担増になっているとお聞きしております。長野県ではいつ頃を目安に統合を予定しているのかをお尋ねいたします。

以上、国保の行方についてお尋ねいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2、国保の行方はのご質問に順次お答えいたします。

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、国においては「若者、子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える。全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を

基本理念とするこども未来戦略が令和5年12月に閣議決定されました。

この戦略では、若い世代が結婚・子育てに希望を持ち、安心して子育てできる社会の実現を目指すこととし、集中的に実施する施策では、児童手当の拡充や妊産婦のための支援給付、本年4月からスタートするこども誰でも通園制度などが盛り込まれたところであり、これらの施策を着実に実行するための財源の一つとして創設されたのが、子ども・子育て支援金制度で、本年4月から開始されます。

この支援金制度は、全世代や企業において、医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を拠出し、子育て世帯への支援を行う仕組みとされております。

町の国民健康保険税の算定につきましては、県から提示された納付金を賄うために、県の標準保険料率を参考にしており、8年度の町の国保税率については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険第2号被保険者の介護納付金分と合わせて子ども・子育て支援納付金分を加え、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めいただいた内容を本議会に上程しているところであります。

ご質問の8年度国保税率について、医療分・支援分・介護分を据え置いた理由といたしましては、4月から導入されます子ども・子育て支援金制度により、保険税と合わせて徴収する子ども・子育て支援納付金分が新たな負担となることから、8年度におきましては国保加入者の増加負担を一定程度に抑えるため、国民健康保険基金の繰入れを行うことで、元来の国保税率については改正を行わず据え置きとしたところであります。

次に、社会保険に子ども・子育て支援納付金分が組み込まれた理由についてのご質問ですが、少子化や人口減少の危機的な状況及びそれらが社会全体に与える影響などを踏まえ、将来社会を支える若い世代を支援するため、全世代、企業を含めた社会・経済全てで支え合うこととされたものであります。

次に、未就学児に係る均等割についてのご質問にお答えいたします。

現在、国民健康保険における未就学児の均等割につきましては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、その5割を公費により軽減しております。

本年4月から開始となる国民健康保険の子ども・子育て支援金について、本制度が少子化対策に係るものであることから、18歳以下の子どもに係る支援金均等割額については、全額軽減措置を講ずることとされており、町で対象となる子どもの人数は7年12月末時点において140名となっております。

また、これらの軽減措置に伴う不足分についてのご質問ですが、軽減対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることが国より示されております。

続きまして、口、県への一本化の工程はについてのご質問にお答えいたします。

平成30年度の国保制度の都道府県単位化に伴い、県が国保財政の責任主体となったことから、

県は、翌年度の県全体の保険給付費の見込みを算出し、各市町村の被保険者数、世帯数、所得に応じて納付金を割り当て、市町村は納付金の財源として、被保険者に賦課する保険税率を決定する制度が導入されました。

この国保制度改革による納付金制度の導入以来、県内の保険給付を県内全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとされ、県内どこに住んでいても同じ保険税負担で同じ保険給付を受けられることが望ましいことから、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担となるよう保険料水準の統一が進められているところであります。

ご質問の町の保険税について、県の標準保険料率を用いて算定した場合の所得階層別の負担額についてであります。いずれの階層においても1世帯あたりの年間賦課額の現行との比較では、100万円未満の世帯は約8,100円の増、200万円未満の世帯は約1万5,500円の増、300万円未満の世帯は約2万1,400円の増、400万円未満の世帯は約2万5,600円の増、500万円未満の世帯は約2万7,700円の増、600万円未満の世帯は約2万8,300円の増、600万円以上の世帯は約3万1,300円の増額となります。

次に、県への統合についてのご質問であります。県では、9年度までに二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を進め、さらに10年度以降は都道府県単位化とする県単位の統一を段階的に行うこととし、12年度に向けて納付金ベースの統一を目指しております。

また、県においては8年度に県内完全統一の目標年度を決定することとしており、保険料水準を県全体で統一し、大きな枠組みで安定運営を図り、中長期的なメリットを活かすなど、先を見据えた検討が進められています。

町におきましても、県との協働により行う保険料水準の統一に関する町納付金の増減見込みや、それに伴う国保税への影響等について、被保険者に分かりやすい説明や周知に努めてまいりたいと考えております。

### 13番（大森君） ご答弁ありがとうございます。

まず、2番目の社会保険と社会福祉の関係が一緒になると、そこに加えて徴収すると、こんなうまい話はないと国は考えたんでしょうけど、そもそも社会保険という制度を壊す中身になるわけですね。国がやっているから仕方ないですでは、それはそうでしょうけど、この点については、やっぱり県の町村会や、あるいは国へ、この点について抗議すべきだと思います。

これを認めれば、それじゃ森林税もここへ入れちゃいましょうと、何でもかんでもここへ入れるということができてしまいます。やはりそれぞれの分野の中で徴収していくということであり、ですから、これをやるとすれば、子ども支援税をつくって新たに徴収するということだというふうに私は考える。

町長、そういう点について、やっぱりこういう制度の在り方はいけないということ、町村会や、あるいは国への働きかけとしてぜひお願いしたいんですが、その点についていかがでしょう

か。

**町長（山村君）** 大森議員の言われることもよく分かるんですけども、財源をどうするかという議論の過程の中で、国で決めた制度だということになりますので、いわゆる保険関係全てのところから子ども・子育てのお金を負担してくれということでもありますので、今、大森さんが言われるように、森林税が入ってくるとか、そういうことはないと思いますけども、これは決まった仕組みなんで、撤回しろということ町村会として言うということはありませんけど、これから注意深く見ていきたいというふうに思っております。

**13番（大森君）** 町長の答弁の苦しさもよく分かりますので理解いたしますけども、あとは、3番目の対象18歳まで、均等割が18歳まで140人の方が対象になるということで、これは、一つは良法だというふうに思います。

ロの県への一本化の過程の中で、負担が100万円未満の人が8千円増なんですね、県の計算で。もし、これは町が基金を投入しなければ。しないで、これで計算していくとなれば、全県で一本化の保険料、保険税になれば、こんなもんじゃないですよ。いや本当に大変な状態になるなというふうにつくづく感じます。

それで、こういう状況で、子ども支援分、これは一応200円ということでスタートするわけですが、毎年負担分が上がってくるんですよ。その辺について、どういうふうになってくるか、子ども支援分についての行方はどうなっていくんですか、この先。それについてお答えください。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問についてお答えいたします。

子ども・子育て支援分について、今後どうなっていくかということでございますけれども、長野県では、先ほども答弁いたしましたように、12年度の納付金の統一を考えているところでございます。

国におきましては、その算定で年々増加していくというところでございますけれども、現時点において、今後の状況については明確となっております。県内どこに住んでいても同じ保険給付を、同じ保険料負担で受けられるよう統一を進める意識を共通認識として、市町村合意の上で進められていくものと考えております。

**13番（大森君）** 国保の加入者は、当然自営業者、あるいはフリーランス、そして、あとは社会福祉的な点の方が非常に多いんですよ。失業の方、そして年金生活の方、こういう方々、そして、年齢構成も現役世代を卒業されて60歳から74歳までの方が非常に多くを占めているという、こういう状況の中で、国保は年々上がっていく、そして、子ども支援分も年々上がっていくわけですよ。

今ですら払うのが大変だ。風呂の水も我慢して二日に1回交換しているとか、食事も2回に減らしたとかという方もいらっしゃる中で、こんなひどいやり方はないんじゃないですかね。

全世代型で支えていくということですけども、これは全世代型やるというのは国の仕事ですよ。

国民の仕事じゃないですよ。このことについて、やはり町も、国がこういうやり方してくるんであれば、低所得に対する支援をもっとやっていく必要があると思います。

地方自治体は、福祉を充実する、住民の福祉を充実することが第一の役割です。そういう点で、もっともっと町の財政が低所得者の皆さんを支援する、こういう施策を今後続けていっていただきたいというふうに思います。このことを要望して、次の質問に移ります。

3といたしまして、町職員の働き方についてであります。

高市首相は、2025年10月、自民党の総裁の就任挨拶で「働いて働いて働いて働いて働いてまいります」と宣言をいたしました。そして、労働時間の規制緩和の検討を厚生労働省に求め、さらに今年2月20日の施政方針演説で「働く方々のお声を踏まえて」、わざわざこの言葉を入れて具体的に裁量労働制の見直しを打ち出しました。

裁量労働制の見直しは財界がかねてより提案してきたものであります。裁量労働制とは、あらかじめ労使協定などで決定された時間だけを働いたとみなし、みなし時間を超えた分の残業代は支払わない制度であります。専門業務型と企業業務型があり、適応できる業務は法令で定めております。これを拡充しようと、これをもう少しほかの分野にも広げようというのが今回の見直しであります。

まず、イといたしまして、町民サービスを落とさないために、町職員の仕事量について、一般職員及び管理職の時間外の勤務状況について、その状況についてお尋ねいたします。

2といたしまして、職員の休憩する場所は、自席を離れて休憩ができていないか、取れているかについてお尋ねします。

3つ目に、保育士の休憩する空間はできているか。具体的には、担当するクラス、あるいは園児から解き放されているか。

4つ目に、町職員の各5年間のそれぞれの年の平均有給休暇の取得状況についてはどうなのかお尋ねいたします。

以上、3番目の町職員の働き方についてお尋ねいたします。

**総務課長（竹内君）** 3、町職員の働き方について、イ、町民サービスを落とさないためにのご質問に順次お答えをいたします。

まず、職員の時間外勤務の状況といたしまして、一般職に係る1人あたりの月あたり超過勤務の直近5か年の状況といたしましては、令和2年度が10.5時間、3年度14時間、4年度10.3時間、5年度11.2時間、6年度12.7時間でありました。

管理職については、時間外勤務における勤務命令がないことから記録はございませんが、勤怠管理システムの記録から、おおむね同様の状態であると認識しているところでございます。

町においては、各種住民サービスの提供や行政事務を不足なく行うため、新型コロナウイルスや自然災害・物価高騰対応など、様々な業務を全庁横断的に対応するとともに、各課における所

掌事務についても業務負担の状況の把握に努め、日々業務分担の見直しを図っているところがございます。

また、毎週のノー残業デーの取組により、管理職も含め週に1回の定時退庁を勧奨し、家族との団らんや個人の時間に費やし、心身のリフレッシュを図っているところであります。

次に、自席を離れての休憩に関するご質問であります。課によつての業務の特徴がありますが、それぞれ窓口対応や電話対応などの体制維持に留意しつつ、休憩を取得しております。自席で読書をする方、休憩室で仮眠を取る方、散歩をする方、自宅や自身の車で過ごす方など、思い思いの場所で休憩をしているところであります。

続きまして、保育士が休憩する空間はできているかについてであります。保育士の休憩につきましては、各園によって使用する部屋の状況は異なりますが、担当する保育室以外の空き保育室や交流室、相談室など、適宜利用している状況であります。

最後に、過去5年間の有給休暇の取得状況といたしましては、町のホームページで公表している年次休暇の付与日数に対する取得日数により算出する年次休暇取得率でお答えいたします。

令和3年が15.7%、4年17.8%、5年20.3%、6年22.7%、7年22.7%と年々上昇している状況であります。

町といたしましては、町民サービスを落とさないため、空調や照明などのハード面の執務環境のほか、ストレスチェックや定期的な面談の実施、また、適切な例規整備などを通じ、ソフト面にも留意し、職員それぞれが十分に能力を発揮する働き方ができる労働環境衛生の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 総務課長よりご答弁いただきました。当然、窓口、あるいは事業、あるいは新規事業等になれば、期日までに仕上げて町民の皆さんに発送すると、そういうサービスを期日までということ集中するということはありますし、今の時期では確定申告というようなことでの税務関係の方の本当に忙しさということは当然あるということはあります。

個々を取ればそれぞれあつたりするんですが、町職員全体としてどうなのかというところでお尋ねしたわけでありまして。

ちょっと前後しますけども、有給休暇の取得率についてご報告がありました。私、日数ホームページには日数しか出ていないんですね。これは1年につき20日付与され、翌年度にそのまま繰り越すことができるということになってはいますが、3年度は15.7%、7年度は22.7%ということで、徐々には上がってきているということではあるんですが。

長野県全体の令和7年度の調査結果では、平均年次有給取得率が69.4%、大きく離れているんですね。全国平均の6年度は66.9%、過去最高だそうです。この違いといたら何なんでしょうか。まあ、それぞれの自治体によって違うというんですか。

一つは職員の業務が相当重くなっているんじゃないかというのが見て取れます。その点につい

てはどういうご判断しますかね。国や県とのこの開き、これについてどういう判断されるかお尋ねいたします。

**総務課長（竹内君）** ただいま有給休暇の取得率のご質問でございますけれども、実際に町で把握している取得率と、国、県で算出をしている取得率の計算方法が違うというふうに思うんですけれども。いずれにしましても、当然、国、県に比べると低い状況であろうかというふうには思いますけれども、当町といたしましては年々上昇している傾向ということでございます。

総務課としましても、計画的な休暇の取得を奨励していきたいというふうに考えておりますし、それぞれ業務分担、先ほどもありましたけれども、税の申告ですとか、イベントですとか、計画策定ですとか、いろいろと課への過度な集中があるような場合もございます。今後、特定の職員や課への過度な集中を防ぐような検討は、業務分担も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

**13番（大森君）** 休暇の取り方の計算ですけども、まあどういふふうにするかちょっとよく分かりませんが、全職員の20日を掛けて、全職員が何日休暇を取ったかで率は出るかなと思うんですが、そういう形もあると思います。

また、休みたくても休めないという状況があるんじゃないですかね。それこそ家族と旅行したいとか、いろんな予定があっても、ちょっと今度の土日はこの仕事があるからということだというふうに思うんです。もっと裏を返せば、やはり労働超過になっているし、人を増やすと、職員を増やすということがもう喫緊の課題じゃないかというふうに思います。

この点について指摘して、次の保育士の休憩ですけども。

空き教室、空き保育室あるいは空いている部屋を使っているということであるんですが、特に本庁舎などの事務系の方々はそれぞれ思い思いのところで休憩されているという時間が取れるわけですが、保育士さんの場合どうなのかなと。まあ園長さんにお聞きしても「やっていますよ」ということで具体的には分かりません。

これは3月4日の信濃毎日新聞の記事です。ここで、小布施の保育施設について報告があります。ちょっと読んでいきます。「ゼロ歳児クラスは昼寝の時間を迎えていた。ママと泣く子に、保育士が大丈夫と声かけしながら体をとんとんと軽くたたく。20分ほどして寝静まると、保育士は一息つく間もなく薄暗い部屋で連絡帳の記入に取りかかった。保育士の書類作成は、連絡帳のほかに保護者向けのクラス便り、園便り、園児それぞれの保育目標、クラスの保育計画、報告書など多岐にわたる。だが、園児のお昼寝中はおもちゃの消毒や行事の準備など、書類作成以外にもやることが山積み。夕方以降に園児が少なくなったら交代で作成するなど工夫をしている。負担は重いと言う」具体的に、これは出ているんです。

事務系の方々には自由にできます。しかし、保育士さんは休みがないということがここに書かれています。

それから、たまたま空いている別室で体を休める、あるいは休憩するという保育士さんもできるときもあるでしょうけど、保育士さん全体から見れば、こういう業務を丸々毎日毎日やってるんじゃないでしょうか。そこの改善は何とかしたいと思うんですが、この事実についてはまずご存じであるかどうかお尋ねします。

**子ども支援室長（橋本君）** 保育士の休憩についてのご質問にお答えいたします。

現在、保育士につきましては、休憩時間がありますので適宜休憩を取っているところではありますが、保育士によっては教室で連絡帳等の記入、そういったものをしている、午睡中にしているという状況はこちらでも把握しているところでございます。

**13番（大森君）** だから、そういう方はいらっしゃるのか。保育士で、そういうお便り帳を書いたりされているっていう。これ、そこにいなきゃいけないっていう状況じゃないんでしょうか。だって代替りの人いないんですから。

だから、本当にこの現実を見て驚きましたけど、果たしてこれ、これで定年まで皆さんずっと働いていらっしゃるということだと思えますよね。ここ何とか手を加えていただけませんか、町長。検討をぜひお願いしたいと思うんですが。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

担当する保育室で休憩する場合もございます。その際は、クラスに複数配置されている職員が配置基準を満たした上で休憩しているところでございます。

**13番（大森君）** なかなか保育士さんにお尋ねしても答えていただけないんでね、どうやってこれがその1日の保育士さんの仕事なのか、なかなか目に見えなかったんですけども。現実には、信濃毎日新聞ではここまで調査されて、書かれています。

やはりこのことを本当に真剣に考えて、お願いしたいというふうに考えます。

まだ少し時間がありますので、質問はこれだけにいたします。

国保について途中になっちゃいましたけども、日本は1961年から公的医療保険による国民皆保険制度が確立しました。皆保険制度は、主たる収入のところで公的医療保険に加入することが大前提の仕組みであります。

ところが、明るみになった日本維新の会の所属議員による、いわゆる維新の国保逃れは、ほとんどの議員は主たる収入が議員報酬であるにもかかわらず、国民健康保険に加入せず、勤め人が加入する協会けんぽ等に加入して大幅に保険料負担を軽減していました。

国保から社保への脱法的な移行は、国保税が国保加入者の低所得者の生活費を圧迫し、医療格差を拡大させている実態を浮き彫りにしております。背景には、医療費を含めて長年にわたって社会保障費を削減してきた国の政策転換が必要であると思えます。また、特に国保に投入する国による財政支援を増額する必要があるのではないのでしょうか。

日本の維新の会が主張する「身を切る改革」とは、最も生活が困っている人々を切り捨てる改

革だと言わざるを得ません。この行為が明らかになって、国保がいかに高いのか、国保逃れをなげしているのか、このことが明確になりました。社会保険が安いということがはっきりしたわけです。この水準にどうやって戻すかが今後の国保の課題です。その点を強く主張して、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

（散会 午前11時59分）

